

長野市公告第124号

農業振興地域整備計画変更に係る縦覧及び地域住民の意見聴取について

長野農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により次のとおり当該変更後の農業振興地域整備計画の案を縦覧に供します。

なお、同法第13条第4項の規定において準用する同法第11条第2項の規定により、長野市内に住所を有し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。また、同法第13条第4項の規定において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有し、当該農用地利用計画の案に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、市にこれを申し出ることができます。

令和7年4月15日

長野市長 荻原健司

- 1 農業振興地域整備計画変更案の縦覧期間
自 令和7年4月15日
至 令和7年5月15日（土日及び祝日を除く。）
- 2 農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所
長野市役所農林部農業政策課（所在地：長野市大字鶴賀緑町1613番地）
- 3 農業振興地域整備計画案に対する意見書について
 - (1) 提出先
長野市農林部農業政策課
 - (2) 提出方法
郵便又はファックスによることとし、電話での意見は受けられません。
 - (3) 提出期限
令和7年5月15日
 - (4) 意見書の処理方法
ア 意見書の内容は、公表することがあります。ただし、特定の個人を識別する個人情報が含まれる場合又は財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

イ 意見書に対しては、個別の回答を行わず、農業振興地域整備計画を公示する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公示します。

(5) 意見書の提出の際の留意事項

ア 個人の場合にあつては、住所、氏名及び職業を記載すること。

イ 法人にあつては、法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

ウ 農業振興地域整備計画の案以外に対しては、意見書を提出できないこと。

4 異議申出の留意事項

(1) 申出先

長野市農林部農業政策課

(2) 申出方法

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行う。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出をするときには、その資格の証明を添付すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出人に係る農用地利用計画の案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類並びにその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他の権利種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議申出にかかる農用地利用計画の案の縦覧があつたことを知った年月日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

(3) 申出期限

令和7年5月30日

(4) 注意事項

異議申出の対象となるのは、農業振興地域整備計画変更案のうち農用地利用計画の案に係る部分のみです。